



(第百号記念特集)



昭和49年
10月号
No. 100

社法
團人 東京都宅地建物取引業協会

府中 稲城支部

倫理綱領

- 会員は秩序を重んじ責任と奉仕を忘れてはならない。
- 会員は不当な利益を追求せず公正にして親切な取引に終始しなければならない。
- 会員は社会的重責を荷う栄誉を自覚し人格を磨き、良識を養い、研究をゆるがせにしてはならない。
- 会員は業法を遵守し、依頼者に対し、信義を旨とし、誠実公正に職務を行なわなければならない。

社団 東京都宅地建物取引業協会

業務上の遵守事項

- 会員は無免許営業者（モグリ）との取引を行ってはならない。
- 会員は無免許営業者（モグリ）を発見した場合は協会に通知しなければならない。
- 会員は取引主任者を常置せざる業者との取引を行ってはならない。
- 会員は必ず所定の会員章を店頭に掲示し、会章を着用しなければならない。
- 会員は従業者を業務に従事させるときは、宅地建物取引業法に規定された従業者証明書を携帯させなければならぬ。

社団 東京都宅地建物取引業協会
法人 東京都住宅局

「支部報「同舟」百号記念

特集号発刊を祝して」

社団法人東京都宅地建物取引業協会
府中稻城支部長 朝倉静男

当支部の機関誌「同舟」の発行が今月の十月号にて実に創刊以来百号になるとまことに喜ばしいことであると共に支部の誇りでもあると見えよう。

思えば今から十年前の昭和三十九年四月によく当時の不動産取引協同組合から、現在の社団法人東京都宅地建物取引業協会に変わった頃に支部の機関誌としての「同舟」が発刊されることになつたと記憶している。誌名の「同舟」は生みの親でもある最初の編集者高野氏の説明によれば「吳越同舟」から名付けたもので同じ商売で生活をして行く会員一同が手を結び合つて仲良く過して行く為であるといふ様なことであつた。

以来十年の月日が過ぎこの間に手をつなぎ合う会員の顔ぶれも若干変わりはしたもの非常に増え続け現在は発足当時の倍近い会員業者が府中稻城地区にいる。

しかしながらこの百名近い会員が一堂に会するという機会は全くなく一部役員の方々だけに支部運営に御骨折りをかけている現状は全く遺憾に耐えない。この現状を少しでも救つてはいるものの、これが即ち支部報の役割であり上意下達、下意上達のための唯一のバイブルであると思うのだが如何だろう。この様な重要な役割を持つ支部報が十年もの長い間欠くることなく続いて発刊されて来たことは会員の御協力もさることながらやはり代々の広報担当部長の御努力が一番に評価されると記憶している。

「同舟」は生みの親である最初の編集者高野氏を始めとして、川内氏、関谷氏、内山氏、出口氏と続いた地味な努力が現在編集のベテラン染野広報部長の手により着実に花開く結果となつたものと思える。

この十年という月日も過ぎ去つてしま

えば短い様にも思えるが、やはりたんねんに思い浮べて見れば非常に沢山の動きがこの不動産業界にもあつたし、又支部においてもいろいろな出来事があつた内においてもいろいろな出来事があつた様に記憶する。

しかしながら昨今の業界を取り巻く状勢は決して楽観を許さず、これから十年は更に種々の問題が我々に振りかかってくるものと覚悟せねばなるまい。

かかる時にこそ我々業者が手をとり合ひあらゆる情報を交換し合うためにも、他支部に例を見ない貴重な支部報「同舟」を誌名のとおりお互いに利用し、夫々の商売の中にそのエキスを注入して行くならばもつてますます支部報の意義を高めることになる。

最後に願わくばこの伝統ある支部機関誌「同舟」が今后共欠くことなく支部会員の協力のもとに、もつともつと長く続いて発刊されることを祈つてやまない。

同舟第一〇〇号を祝して—

元同舟編集者 高野 生

府中稻城支部機関誌 “同舟がこの十月発行を以て將に第一〇〇号に達したと聞き唯嬉しいやら驚異やらでよくもこゝ迄持ちこたえたものと歴代の編集氏に多謝すると共に他の機関紙に見られない長命 を天下に誇示したいものである。

そこで第一〇〇号発行記念に当り私にも何か執筆せよと染野広報部長よりの注文があり考えて見れば同舟の生みの親は私であり名付の親も私であるのでこれではどうしても染野部長の仰せに従わざるを得ないと一筆を走せた次第。

(百号記念特集)

さて話は今から十年前にさか昇るがどう聞にもれず当時の不動産業界は好景気続きて素人の私でさえ何んとか飯が食べられた時代であつたので群雄は割拠して世は正に戦国時代であり従つて業界の方は組合の設立をねたんだものである。時あたかも山村・加藤氏等の肝いりもあり昭和三十八年末ようやく組合(後に協会となる)が組織化し運営の運びに立ち

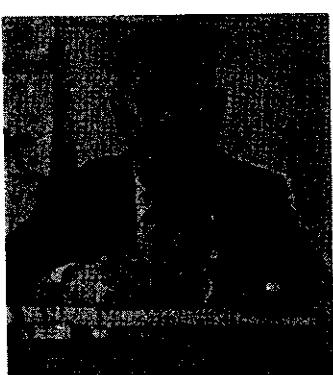
いたつたものである。

然し組合は出来たものゝ毎月一回理事会の模様すら報道せず会員は常につんぱさじきに置かれる有様なので昭和三十九年四月の理事会に於て私が組合通信紙発行を詣つた處賛同を得且つその名を同舟としたい旨申し出でに對しこれ又承認を得たので直ちに四月号を創刊号として発行した。尤も同舟と名付けたのは吳越同舟から考へた言葉で業者は吳であり越である所謂異夢同床の寄り合いであるが唯語呂としては同舟は好ましいし表面的論法からしても兎に角組合員一同が同舟で仲良く一身同体だと云うことの意味しているので組合紙としては理想の名前と思われたからである。

序であるので當時私が始めて書いた発刊の言葉を原文の紹介すると

最後に私は一言して置きたい。
それは過去に於て同舟は機関紙として逸脱した記事があり他の一般機関紙を見做うべきだと一部批評の向もあつたがこれに対し私は断乎反対した。即ち同舟は創刊当初の基本的理念から普通どこにでもある所謂ありふれた機関紙とせず機関紙の機能以外に物件の紹介交流は勿論会員が読んで肩のこらない読物を可及的登載するのが大きな構想であったのでこのことは今後といえども変えてほしくないのが同舟創刊者のいつわざる本音である希望もある。

ただ読むことは安く文案編集はむづかしいとは独り編集氏のみが知る労苦ではあるがこの労苦を乗り越えて今後も益々良き機関紙を作られんことをお祈りしてお祝いの言葉に代えます。



高野氏

(百号記念特集)

!!府中市の由来!!

(宅建二月号より転載)

!!府中!!という名のおこりは今から一、三〇〇年前、その国々に国府が所在したことから由来している。したがつてその近くには必ず国分寺（奈良時代朝廷の命により各国の国府にその建立が決められ仏教によつて精神的な教えをとく目的があつた）があつた。

武藏府中の宿は江戸時代における甲州街道の一宿である。宿は宿駅とも呼ばれふるくは古代の駅制までさかのぼれる。古代に政治の中心であつた畿内から全國に向つて道路が整備されて一定の間隔ごとに駅が設置された。この駅路は中央と地方を結ぶ官用の道路であつたが、一般の人々が利用する道路としても重要なものであつた。府中は武藏国の国府であつた頃から交通の要地としての性格を持つていたわけである。

鎌倉時代には鎌倉街道の宿駅となり、

さて徳川幕府の支配が確立して江戸の

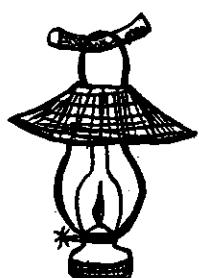
頭に、徳川家康が江戸に幕府を開くと江戸を中心に放射状に五街道が整備され、そのうち江戸から甲府へ通ずる甲州街道の宿駅として府中宿がおかれた。宿の大きな役割は幕府の役人が公用で旅行をするときや、大名の参勤交代の折に宿泊場所を提供したり、人馬の提供をすることであつたが、甲州街道は東海道や他の街道と異なり参勤交代の大名は、たいへん少なく、主として幕府の役人が利用する場合が多かつた。

府中宿は府中三町とも呼ばれていたようすに、本町、番場、新宿の三つから成りいたい三つに分けて交たいで受持つ仕組であった。（府中宿に八幡宿が加わり四ヶ町となつたのは明治初年）。

その位置の重要なところからそれ以後戦国時代まで幾多の戦火にあり、その都度大きな痛手をうけてきた。十七世紀の初頭に、徳川家康が江戸に幕府を開くと江戸を中心に放射状に五街道が整備され、そのうち江戸から甲府へ通ずる甲州街道の宿駅として府中宿がおかれた。

宿の大きな役割は幕府の役人が公用で旅行をするときや、大名の参勤交代の折に宿泊場所を提供したり、人馬の提供をすることであつたが、甲州街道は東海道や他の街道と異なり参勤交代の大名は、たいへん少なく、主として幕府の役人が利用する場合が多かつた。

府中宿は府中三町とも呼ばれていたようすに、本町、番場、新宿の三つから成りいたい三つに分けて交たいで受持つ仕組であった。（府中宿に八幡宿が加わり四ヶ町となつたのは明治初年）。



!!府中市の現況!!

戦後の混乱した社会もようやく落ちつきをみせ、我が国が名実共にひとり歩きをはじめた昭和二十九年府中市が誕生したのです。

即ち今年で市制二十周年を迎える訳ですが、その間に人口も市制施行当時の五〇、二〇九人から一八万人にふくれ上りその人口増と共に市内商工業も著るしい発展を見せ、学校はじめ道路、下水、水道、環境衛生施設など都市施設も着々と充実しつつあります。

ちなみに昭和三十年市内宅地面積十二萬が四十五年には五十四萬、更に四十八

年にには実に七十九萬となつてゐる現在、
①京王府中駅南口再開発
②三本木区画整理
③市内在日米軍施設の返還跡地問題
④刑務所移転問題
⑤京王線高架問題
⑥市内全域の公共下水道問題

...ETC...

!!府中市の沿革!!

多くの問題を公後にかかえながらも、一方で市街化区域内の農地については、

(面積) 二九、八六 km^2

生産緑地の保全、或いは市全体でも森林公園を含む公共緑地（現在一人当三、六二平方米）の増化等も考えねばならず、

(広がり) 東西 八、七五 km
南北 六、七〇 km

(海抜)

最高 約八〇 m
最低 約四〇 m

(最東) 東経一三一度三十一分四十六秒
(最西) 東経一三九度二十五分五十八秒
(最南) 北緯三五度三十八分二十八秒
(最北) 北緯三五度四十一分四十六秒

人口二十五万人都市をめざして発展し続

けている昨今である。



(人口) 一八一〇二五人
男 九五一一人
女 八五九一四人
(世帯数) 五三、八四五世帯
(昭和四十九年九月一日現在)

(明治時代の契約書)

(百号記念特集)

九月定例理事会

とき・・・九月二十七日（金）午後一時
ところ・・・富士銀行府中市店会議室

出席者・・・朝倉、添木、栗原、加藤、渡
辺、野口、山岸、黒田、佐藤
大山、福永、大谷、池下、出
口、染野各理事。

欠席者・・・小沢、三ツ木、角田各理事

審議並報告事項

(一)事業所調査の件・・・佐藤指導部長

会員数九十五社の内本部に調査用紙を提出した数は八十七社分との事。残り七社については免許期日其の他に問題があるので至急地区担当理事に再度調査して欲しい。尚一社については事務所所在地の地主に何か不都合があるらしく現在事務所に立ち入れないので不明との事。

(二)講習会の件・・・佐藤指導部長
①宅建取引主任者受験講習会の件
右の件については先月号にて受講者数

三十七名と報告しましたが、その後受講者が増え最終的には百二十名にて現在開講中とのこと。

◎取引主任者対象の講習会の件

右の件については別表のスケジュールに依り九月下旬より十二月中旬迄にわたり開催するので全員出席をして欲しいといふ要請あります。

(二)旅行会の件・・・野口厚生部長

①支部懇親旅行

(A)春秋二回希望する・・・十五票

(B)年一回希望する・・・五十票

(C)その他・・・十五票

尚年一回の時期としては十月が一番多くやはり紅葉の季節に旅行会といふことが

事故にあり、共済会に加入していたので約八万円程支給され、今回の山村氏も加入させていたので死亡給付金があると思われ、お互いの共済事業ですので是非加入促進を願願いしたい由。

②旅行の方法

(A)バス旅行希望・・・四十四票

(B)現地集合希望・・・二十七票

③集金方法

(A)一時払・・・二十票

(B)申込時半額→当口半額払・二十八票

(C)毎月積立方式・・・一十三票

以上の様に先に行いましたアンケートの結果がまとまりましたが、今年は十月は時期的に無理なので十一月十三日十四日の両日に奥三河の湯之谷温泉行を現在計画中のことです。

尚アンケートの中に旅行会必要なしの声もかなりありますので今后検討してみる必要があると思われる。

(四)福祉共済の件・・・野口厚生部長

昨年当支部で関谷さんの娘さんが交通事故

入させていたので死亡給付金があると思われ、お互いの共済事業ですので是非加入促進を願願いしたい由。

(五)街頭相談所の件・・・朝倉支部長

毎年恒例の不動産無料相談所開設の件は来る十月十三日午前九時より大国魂神社前の広場にて開催の予定、各理事の御協力願いたし。又先に選出された支部相談部員の方々も是非出席願いたいとの事です。尙詳細は后日総務部長より連絡。

(4) 新規加入者の件・・・渡辺総務部長

別頁お知らせにある南建設㈱の新規加入につき審議一同了承する。

(5) 平河土地開発の件・・・渡辺総務部長

右の件については本人及関係者と連絡をとり現在話し合いを行つてゐるがいざれにしても退会といふ結論になるとの事

(6) 福祉共済会脱退職権届出の件・事務局稻城地区平和不動産が現在免許が切れているので、福祉共済会を退会して頂かないと困ると思われる所以此度職権届出に依り、福祉共済会を退会したとの事。

(7) 免許切業者に関する件・渡辺総務部長

右の件につき先の事業所調査にて免許期日の期限が切れてゐるのが当支部においても数社あるので至急調査されたとの事。

(8) 会費未納会員の件・・渡辺総務部長

昨年の平河土地開発㈱のような問題を今後に起すことは困るので、三ヶ月会費未納の場合は地区担当役員に速かに調査をしてもらう方針に決定す。

[出] 収支報告の件・・・・・ 出口財務部長

財務部長より別表の様な収支報告あり

一同これを了承した。

[出] 其の他の件

最近他支部において「契約更新時に於

ける業者の労務報酬について」店内掲示用のポスターが種々見られるがこの点について当支部はどうするかという染野広

報部長より提案あり。これに対し支部長より「この問題は非常に種々の争点をかかえており、本部では現在法務部会にと

の件につき慎重検討を依頼しているので統一見解が出た時期に当支部でも、店内掲示用ポスター、或いは家主あてパンフレット等も考える所以しばらく決定時期を延したい」との説明あり一同了承。

○ 一 以 上 ○

◎お知らせ◎

新入会者紹介

新東京建設株式会社
西部地区

代表取締役 鳴田静雄

住 所 府中市分梅町二一三十二一六

TEL ○四二三一六二一九一五

代表者自宅 府中市分梅町三十一四

TEL ○四二三一六二一八二八

専任取引主任者 脇坂潔

免許番号 都知事(二)七七五一号

紹介者 野口理事。武蔵野商事。

○ 一 以 上 ○

新東京建設株式会社
西部地区

代表取締役 南圭次郎

住 所 府中市四谷四一五十二一

TEL ○四二三一六一一七八五六

代表者自宅 府中市四谷四一五十二一

TEL ○四二三一六一一七八五六

専任取引者 鈴木巖

免許番号 都知事(二)八一九九号

紹介者 黒田理事。武蔵野商事。



(公共事業)

◎道路、港湾など公共的な社会施設を拡充、新設するため国や地方公共団体がする事業のことをいう。治山治水、道路整備、港湾対策、林道整備、都市開発、農業基盤整備、住宅建設などが公共事業のおもなものである。景気との関連では公共事業の進行割合が問題となるが、この進行割合を見るには事業が国や地方公共団体から発注された時点とらえる契約ベースと、請負業者に工事代金が支払われた段階でみた支払いベースがある。

◎公共事業の契約率といふのは契約ベースの話でたとえばある年度の公共事業の総額を一〇〇とし、四半期とか半期とかにそのうち何割が契約されるかを示したものである。政府は毎年度当初に公共事業を進めるうえで必要な物資の需給動向や景気情勢をみきわめ、上半期とか四半期ごとの契約率を決めていく。

◎個人消費支出は国民総支出のうちでも最大の比重を持っている。この項目は景気に対しては他の需要項目ほど敏感に反応せず、このため景気が鈍化するときにはその下支えとなるのが通例である。

◎しかし最近では年率二〇%を超す消費者物価上昇のなかで名目支出と実費支出の開きが大きくなり、このため購入する商品の値上がりが買い控え傾向を誘うなどこれ迄にはみられなかつた異変が起きるなど、その動向が注目される訳である。

◎昨今の総需要政策の下では当然、その伸びは大きく期待出来ない。

(消費需要)

◎食料、衣服、耐久消費財など家計で購入する財貨、サービスに対する需要を指し、通常その需要の大きさは国民総支出のうちの個人消費支出ではかられる。現金支出を伴うものほか月賦や信用買いによる購入も含まれるが土地・建物の購入は除いて考えられている。

◎個人消費支出は国民総支出のうちでも

◎第一勧業銀行の前身である日本勧業銀行が不動産金融を業務としていた関係で昭和十一年九月から地価を調べていたが日本不動産研究所が三十四年に設立され以来、同研究所がその調査を引き継いでいる。土地の価格について継続的に調査したものとしては、我が国で唯一の統計となつていて。

◎調査は昭和十一年当時に主要都市であつた百四十都市を対象とし、都市ごとに十ヶ所の地価を調べ、これを一度三十年三月を一〇〇とした指数にし、同指数を算術平均して全国的な指数を出している

◎毎年三月と九月に調べ、二ヶ月ほど遅れて発表する。ただ調査地点が百四十都市に限られており、その数が少ないのと新興住宅地が含まれていないのが欠点とされており、同指数は実際の地価より低目に出ているとの見方もある様だ。

(市街地価格指数)

言葉の知識

会員総点検実施を終えて

本年度指導部事業の一つである事業所の実態調査（いわゆる総点検）をこのたび関係役員の協力を得て実施しました。繁忙のうち御協力を頂き深く感謝いたしました。

これは会員の資質向上対策の一環として、業法の違反防止、取引主任者常駐の確認、店内掲示物備付簿冊の有無、等所内を実地調査し会員の自主的な業法遵守、事業所の整備点検を促すことを目的として実施したものであります。又近く行われる東京都の事業所実態調査の事前調査としての側面的な附隨事業としての意味を持つものでもありました。

従来時には、会員は常日頃うるさい事ばかり言われて何等の特典もない、もつと本部や関係官庁に要望すべきだ、と言われてきました。私も要望要求はどしどしやるべきだと思います。

今回の調査にあたつても「又こうるさい

調査面倒くさい調査」と考えられた方もあつたろうと思ひます。

調査対象は 会員九五社でした。

調査責任者として集計してびっくりしたこととは約一割にも近い八社が調査対象から除外しなければならなかつた事です。うち七社は免許期限が切れて無免許になつております。（一年以上も切れているのがあります）

もう一社はその他の事情で調査不能でした。無免許業者の取締を要望している業協会支部においてこの様な状態です。堂々と自己の言い分を主張するためにも、又生活の資を得る道の根本でありますから、もつと真剣に取り組みこれからは斯様な事のない様にしたいものと心から望んで止みません。

調査書の不備もありましたので事務局にある基本台帳の対照を試みました。が基本台帳は極めて整備不良で対照不能でした。

基本台帳そのものが作成されていないも

のが相当あります。

又台帳があつても作成時のま訂正補修されておりません。

事務局を設置する際満期前に通知して更新の事務をやりたいと言う言葉もあつたら除外しなければならなかつた事です。して満期になる二、三ヶ月前には連絡して等の言葉を聞いた様にも思います。

以前台帳の関係は組織部の管業範囲でしたが今年からは総務部に統合されています。総務部としては事務局を督励して整備される事を望みます。

業会の現状はまさに不況、有り難くない現況ですが真頬されない処には繁栄は望むべくもないと思ひます。その為の自主規制であり信用倍加運動でもあつたと思ひます。当支部においても以上報告した点について謙虚に反省を加え正常な姿に立ち戻るよう関係部、委員会の善処を要望いたします。

九月十五日 本部報告資料整備の日

文責 指導部長 佐藤清一



「山村馬太郎氏
逝く」

弔辭

山村さんの死を悼み

後輩の指導育成に専念せられた功績は、特に顕著であります。

株ダイワ不動産代表取締役、山村馬太郎氏は去る九月二日午後三時三十七分、

急性心不全のため入院先の杏林大学医学部付属病院にて逝くなられました。

申し上げます。

尙葬儀、告別式は府中市清水が丘の東郷寺に於いて九月五日午後一時より、盛大でより行われ、多数の会葬者が生前の

氏の徳をたたえつつ涙をこらえて、同氏とのお別れを致しました（享年六十七才）

弊社代表取締役 故山村馬太郎儀 告別式に際しましてはご多用中遠路わざわざご会葬下されご鄭重なご芳志を賜わり有難く厚くお礼申し上げます
昭和四十九年九月五日

昭和四十九年九月三日通夜より帰り、
守屋商会 横峠 崑 優

人後輩の限りない愛惜の中に、幽明境を
異にせられ、私は暗夜の灯を失つた様に
悄然として居ります。

輩であり、常日頃異敬の念をもつて兄事致しました。浅才にして狭量の故に、色々御迷惑をおかけし、その都度貴重なる助言を賜つた言葉は、肝に銘し終生忘れることなく心に生き続けることゝ思ひます。

御承知の如く、貴方は、栗山さんの跡をつぎ、昭和三十九年に、今日の当支部の前身である府中稻城不動産取引業組合の理事長に就位。尙続いて七年の任期に亘り、業協会の府中稻城支部長につかれ、業界の発展の為に物心両面より鋭意努力せられたことは、衆目の認めるところであります。常々業界の先達として、貴重なる体験を吾々の為に披露せられ、その恩恵を享受した同業各位は極めて多く、

その人は、今静かに泉下に眠る、まことに痛惜の念に堪へません。私達は、再び貴方の温顔に接し、寛容にすごることは出来なくなりました。しかし貴方の遺された事業は、御子息の皆様によつて継承せられ、多くの協力者も貴方の人徳を偲んで変らない支持を惜しみなく続けることゝ確信します。

貴方の冥福を心よりお祈り申し上げお別れの言葉とします。さよなら！

「山村馬太郎氏畧歴」

昭和十九年十二月にダイワ商事不動産を設立店主となり以来三十年間にわたり、不動産業界を歩んで來たといふ誠に業界の生字引ともいえる人であり、その間に
◎府中税務署地価評価委員
◎府中市役所地価評価委員
◎府中商工会議所第一議員
◎世田谷区宅地建物取引業協同組合理事
◎府中宅地建物取引協同組合理事
◎府中稻城不動産組合理事長
◎三多摩不動産取引業組合連合会理事
◎東京都宅地建物取引業協会常務理事
◎府中稻城支部長
◎三多摩ブロック協議会副委員長
◎社団法人東京都宅地建物取引業協会参与
◎東京府中ロータリークラブ会員
◎同職業奉仕委員
E T C
数多くの団体役職、公職につかれ、これからといふ時に惜しくも急逝されました。

(故山村氏葬儀)



御遺族謝辞



中山葬儀委員長弔辞



葬儀手伝いの支部役員さん



続々つめかける会葬者

改正宅地建物取引業法の内より

一、不正不当行為をした者

渡辺商会 渡辺喜一郎

免許の申請前三年以内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当行為をした者は新たな免許を受けることができない（第四号）（不正又は著しく不当な行為をした者）といふのはたとえば免許の申請前に無免許で営業をする等不正行為をした者であり又無免許業者を提携して業務違反行為をしたり取引の相手方の無知や不注意に便乗して不当な取引行為を行なう等著しく不当な行為をした者である。

「不正」「著しく不当」の判断は個々具體のケースに応じて判断される。

又、宅地建物取引業に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがある者についても免許は拒否される（第五号）これは今回の改正により新たに追加されたものである。

（過去の一定期間において宅地建物取引引

業に関して詐欺が脅迫、その他の不正行為や重大な契約違反等の不誠実な行為をして経験があり今後もこのような行為をくり返すおそれがあると明かに認められる者が該当する）とあるが業法そのものの歴史として宅地建物取引業法は昭和二七年議員提案によって制定され同年法律第百七十六号として公布施行されたものである。

その間営業保証金、従来の登録制より免許制に改め業者に対する規制を強化し、従来の宅地建物取引員会に代つて宅地建物取引業協会の設置が出来たのである。

更に会員諸兄熟知の通り

昭和四二年法律第百一五号により業者の業務に対する規制の強化（誇大広告等禁止、取引態様の明示、重要事項等の説明、書面交付、手附貸与の禁止）等の改正が行なわれた。そして毎年かんとく、指導、強化は時代の経済変動と社会状況の変化の中で業法公布施行以来約二三年間止どまることを知りませんが裏を返せば吾々

業界は歴史も浅い上高度の知識も余り必要なく売った買った、又は仲介したかの（戦後の住宅供給方針に対する政府の無策のため）連続であつたため客とのトラブル、及び業者間同志の事故はその数は非常に年々多くなる。たんじゅんから複数知能的になり新聞テレビ等をにぎわし、吾が国の不動産業者の社会的信用度は歴史ある諸外国とは比較にならぬ程ひくいのは事故多い点のみを見ても業法の改正、規制の強化も自然の法則で段々逆に良くなつて來ているとの逆説も成り立つ理由として正当化出来る面も多々あり結果的に効果を上げて行くのが自由社会の基本的な考え方の方々かも知れません。

社団東京宅地建物業協会の社団法人とは何か吾々会員はその点を再認識し乍ら自己の業務を通し誠実と信用を常に仕事の中に生かし不言実行し昨年以来のドル、石油ショックの激動の中で活路を見い出し頑張つて居られる支部会員諸兄の皆さん吾々不動産業界の勝敗の年は来年とさら来年即昭和5年の二年間が天王山の様な気がしてなりません。

今後の為めに何か良き業務運営上浅学の私に対し公私共に御方配と御指導の程御願いします。

考見 感聞

昭和四十九年度宅地建物取引主任者試験の申込みが終り、昨年に比べ受験者総数は約半分に減っていることである。まことに昨今の業界の様子を反映してかその意味するところ又大である。成程今迄の不動産業界は資格を取り供託金をおさめ、免許さえおりれば電話一本でも開業出来、それで結構儲かるといふ極めて飛び込みやすい商売とみられていた様である。その安易さが逆に業界の社会的地位、資質の向上にマイナスの作用を及ぼして来た最も大きな原因であろう。最近は不動産業界も多角經營がされ、ケーキを作り、清涼飲料水を販売し、レジャー産業に進出をはかり誠とにお盛んではある。しかしながらここらでじつくり腰を落ちつけ、不動産のことなら何でも相談に乗れる様に我々業者が勉強し、才をみがくならば地域のコンサルタントとして、自から商売の道も開けてくるのではないかろうか。

ハツタリワヤメマシヨウ・・・・・

昭和49年9月11日

会員各位

(社)東京都宅地建物取引業協会
(社)全国宅地建物取引業保証協会東京本部

会長 中山 弥十郎
本部長 竹内 繁

講習会開催のお知らせ

初秋の忙、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、宅建業法第64条の6の規定に基づく取引主任者並びに従業者を対象とする、講習会を東京都後援により昨年に引き続き下記日程により開催することに致しましたので、会員各位におかれましては、取引主任者並びに従業者が参加されるよう、ここにご通知致します。
尚、講習会受講者には日程終了後、受講証書を交付いたします。
お詫び：当日会場ご来場の際には必ず受講票をお持ち下さい。受講票と引換にてテキストを配布いたします。尚、講演は、時間厳守で行ないますので、遅刻のなきよう、かさねておねがいいたします。

講習会開催の時間割

- | | |
|--------------------------|------|
| (1)「免許更新並びに各種変更届出」について | 約40分 |
| (2)「実例を中心とした宅建業法の解説」について | 約80分 |
| (3)「建築基準法と関係諸法規」について | 約50分 |
| (4)「都市計画法」について | 約50分 |

講師はいずれも、東京都住宅局、首都整備局の係官を予定しております。

| 月 日 | 曜日 | 会 場 | 日 期 性 | 時 間 | 該 当 支 部 |
|--------|----|----------|----------------------------------|---------------|-------------------------------|
| 9月26日 | 木 | 品川公会堂 | 国電大井町駅前東口下車 | 12:00 4:00 | 品川、大田、目黒、世田谷 |
| 10月1日 | 火 | 両国公会堂 | 両国駅下車徒歩5分 | 12:00 4:00 | 江東、江戸川、墨田 |
| 10月2日 | 水 | 中央会館 | 両国地下鉄東銀座駅、日比谷線 築地線地下3分、中央区役所向 | 12:00 3:50 | 千代田中央、台東、文京、港 |
| 10月11日 | 金 | 八王子市民会館 | 八王子駅下車徒歩20分 | 12:00 4:00 | 昭島、西多摩、調布、府中 福生、西多摩、八王子、町田 |
| 10月16日 | 水 | 赤羽会館 | 国電赤羽駅南口、東口下車4分 | 12:30 4:30 | 東北、北 |
| 10月18日 | 金 | 足立産業振興会館 | 北千住駅下車徒歩5分 | 12:30 4:30 | 葛飾、足立、荒川 |
| 11月6日 | 水 | 小金井公会堂 | 武蔵小金井駅下車徒歩4分 | 12:30 4:30 | 武藏野二郷、小金井、北多摩 立川、国分寺、国立 |
| 12月3日 | 火 | 安田生命ホール | 新宿駅西口下車 | 12:30 4:30 | 新宿、渋谷 |
| 12月12日 | 木 | 中野公会館 | 国電中野駅南口下車 東中野方面徒歩5分 | 12:30 4:30 | 板橋、中野 |
| 12月19日 | 木 | 豊島公会堂 | 池袋駅下車徒歩5分 | 12:30 4:30 | 板橋、練馬 |

主 催 (社)東京都宅地建物取引業協会
(社)全国宅地建物取引業保証協会東京本部 後 援 東 京 都

【保証協会】手続き一覧

保証協会への入退会、変更などの届出方法を一覧表にしてみました。特に、変更事項発生の場合が、重要ですので一覧参照の上、可及的速やかに手続をとるようにして下さい。

| | | 必要な書類 | 必要な金額 | 備考 |
|--|----------------------------------|--|--|--|
| 新規入会 | ①仮入会の場合 (免許申請中で、免許番号が未定の場合のみ) | ○入会申込書 | 入会金・分担金 | 入会申込書の余白④の上方に⑩と記し、余白⑫に「要証明書」と記すこと。当然ながら入会申込書の免許番号、免許年月日は空欄である。従って、都庁から免許証交付通知の葉書が来た段階で、速かに支部まで葉書の写しを送付すること。(その旨の添書き添付) |
| | ②営業保証金(本店50万円、支店25万円)供託済の場合 | ○入会申込書 | 入会金・分担金 | 入会申込書の余白④の上方に、「50万円(又は25万円)供託済」と記すこと。 |
| | ③営業保証金未供託の場合(証明書が必要な場合) | ○入会申込書 | 入会金・分担金 | 入会申込書の余白④に、赤マジックで大きく「新規」と記し、余白⑫に「要証明書」と記すこと。 |
| 変更 | ④個人→法人の組織変更の場合 | ○会員権承継申請書 ○変更後の登記簿謄本 ○旧免許の廃業届(都庁提出の廃業届写添付) | 事務手数料・分担金 | 会員権承継申請書の余白④に「個人→法人」(又は「法人→個人」)、余白⑫に「要証明書」と、赤マジックで大きく記すこと。(営業保証金供託済で証明書不要の場合は、その限りにあらず。余白④に「50万円供託済」と黒ボールペンで記入のこと。) |
| | ⑤個人免許者の死亡相続の場合 | ○会員権承継申請書 ○被相続人との関係を示す戸籍謄本 ○旧免許の廃業届(都庁提出の廃業届写添付) | 事務手数料・分担金 | 会員権承継申請書の余白④に「相続」、余白⑫に「要証明書」と、赤マジックで記すこと。(営業保証金供託済の場合は、④と同様) |
| | ⑥免許切れによる免許とりなおしの場合 | ○会員権承継申請書 ○変更後の免許通知の写し ○旧免許の廃業届 | 事務手数料・分担金 | 会員権承継申請書の余白④に、「免許切れ取直し」、余白⑫に「要証明書」(営業保証金供託済の場合は、④と同様) |
| 更 | ⑦都知事免許→建設大臣免許 | ○会員権承継申請書 ○変更後の免許通知の写し ○建設大臣の場合は増設支店分の廃業届(都庁提出の変更届写添付) | 事務手数料・分担金 都→建の場合は 増設支店分の入会金・分担金 | 会員権承継申請書の余白④に「都→建」(又は「建→都」)、「支店増設」、余白⑫に「要証明書」(都→建の場合の増設支店の入会申込書は不要)金額欄に、事務手数料と入会金の合計を書き入れ、変更後の従たる事務所の欄に当該事項を記入すること |
| | ⑧他府県知事免許→都知事免許 | ○会員権承継申請書 ○変更後の免許通知の写し | 事務手数料 | 会員権承継申請書の余白④に「○○県→都」、余白⑫に「要証明書」 |
| | ⑨支店増設の場合(⑦以外のもの) | ○増設支店分の入会申込書 | 増設支店分の入会金・分担金 | 入会申込書の余白④に「準会員」、「支店増設」余白⑫に「要証明書」 |
| ⑩免許番号が変わらない変更の場合(所在地、商号、法人代表者、有限→株式など) | ○正会員名簿登録事項変更届 | | | |
| ⑪都知事免許→他府県知事免許 | ○正会員名簿登録事項変更届 | | この場合、移転先で会員権承継申請書と、事務手数料が必要。 | |
| ⑫廃業 | ○廃業届 ○都庁提出の廃業届写し | | 営業をやめる場合に、この用紙を使用すること。 | |
| ⑬退会 | ○退会届 ○営業保証金供託済届写し | | 保証協会はやめるが、営業はそのまま続ける場合にのみ、この用紙を使用すること。 | |

余白④とは、入会申込書右上方 余白⑫とは入会申込書左横上

詩

"石榴"

変りやすい空が

笑い続いている朝だった

時計の長針に追い詰められていた自分は
ふと、あ・す・ぶ・あるとにこぼれる石榴に騒
いだ

石榴の花がどんな色であつたか

それが何時開花するのか

不思議に気になつてならなかつた

石榴の割れた嘆きが幼時に読んだ薄憶の
探偵小説に連らなり

人間の味がすると云う石榴の悲哀のため
に泣いた

西の疲方に重い雲が飛んでいる

そんな秋の空だつた



"秋映"

秋は十月、土曜日は晴れた。

郊外の喫茶店のステンドグラスに

自分はみた

むかし青空の御伽噺を信じたように
黒い空の黒い雲を信じた

ギスギスとした鋭い多角形の横文字が

庭石のように並んだその中で

秋が神がゝりのように黒に身をまかせて

いた

触れてみるのが恐しい程
そこにはきびしい夢があつた

ゆれて、はなれて、きえて
あらゆる流れが自己を忘れ

音楽さえ透明に過ぎて行こうとするのに
.....。

「ナニラサシアゲマシヨウカ」
.....。

やさしい破戒者は
そつとウオーターリーを置いた。

秋三題

(秋)

肩を叩かれて

振りかへると誰も居なかつた
変だなあと思つて良く見ると
小さなこづちが

肩の上ですゝり泣いていた

(風)

夜一

受話機を取ると

貴方はそれで良いのと
幽かな声がした

(秋寂)

そのひとの摘むのが許されなくなつても
またひとつ

コスモスの花が開いた

(長谷美秋)

レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム

レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム

(秋の滝山・八王子城跡)

◎東京周辺の古城跡で規模が大きいのは八王子の滝山城と八王子城。江戸期の城とちがい戦国時代は天崎(けん)に拠る山城が中心だったから才月とともに埋もれる運命をもつてゐるが両城は遺構も不足なく、ますますの環境を残してゐる。

◎中央線八王子駅前の十二番バス停から左入経由サマーランド行または戸吹行に乗り、滝山城跡入口でおりれば(約三十分)城跡の中心、千畳敷跡(中の丸)まで十五分ほど。左手の引き橋の奥が本丸跡だ。標高百五十メートルほどの丘だが、北側は急斜面で多摩川に落ち込み八十ヘクタールものの中に空堀を配し、要所に家臣団の屋敷を置いた壮大な規模がよくわかる。

◎築城は永正十八年(一五二一年)大石定重の手に成った。小田原北条家から養子入りした三代目の北条氏照が八王子城を築いて移るまで五十数年間の居城で、

甲州武田勢の攻撃をうんながらついに落ちなかつたと伝えられている。しかし移城は滝山の名が「滝は落ちる」につながるとされているが、実相は武田勢に備えとちがい戦国時代は天崎(けん)に拠る山城が中心だったから才月とともに埋もれる運命をもつてゐるが両城は遺構も不足なく、ますますの環境を残してゐる。

◎千畳敷跡の広場には国民宿舎滝山山荘や売店があり春はサクラの名所だが、いまのハイライトは丘陵一帯の雑木林の自然だろう。二の丸跡から押島橋のたもとまで丘陵をつづけるハイキングコースができる。コースの後半は土地造成中でもできているからこれに足を運ぶのも一興である。コースの後半は土地造成中でもできる。コースの後半は土地造成中でもできるので十五分ほど東南へ進んだら右へ分れ、滝山一丁目バス停へくだり八王子駅に帰るのがよかろう。

◎せつかくの機会なので八王子城跡へ登って見よう。駅前の一番バス停から出る東京造形大学行の終点からすぐの所に登山口がある。

◎旧道(昔の大手)と新道とがあり、かなりの急坂だがながめのいい左の新道を

とろう。三十分ほどで三の丸跡につく。その先に八王子神社と横地社があり、左前方が小仏峠方面の展望台になつていて色づいた山腹を目に入れながら「林間酒をあたためて紅葉をたく」風流を一刻を略の見通しからである。

◎本丸跡はさらに十五分ほど登つたところで標高四百三十メートル、巨杉を残すまでのハイライトは丘陵一帯の雑木林の自然だろう。二の丸跡から押島橋のたもとまで丘陵をつづけるハイキングコースができる。コースの後半は土地造成中でもできるので十五分ほど東南へ進んだら右へ分れ、滝山一丁目バス停へくだり八王子駅に帰るのがよかろう。

レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム・レジャータイム

| 支 出 の 部 | | | | | |
|---------|--|-----------------------|---|---|------------------------------------|
| | 科 目 | | | 摘 要 | |
| 会 議 費 | 支 部 総 会 費 支 部 理 事 会 費 諸 会 議 費 ブ ロ ッ ク 会 費 会 議 出 席 交 通 費 | | 9 0 0 6,0 0 0 15,0 0 0 | 8月ジュース代 7・8・9月分 本部ブロック出張 | |
| | 小 計 | | 21,9 0 0 | | |
| | 会 費 納 付 金 | | 95,0 0 0 | 8・9月分 | |
| | 小 計 | | 95,0 0 0 | | |
| 諸 経 費 | 地 区 交 付 金 慶弔 外 費 涉 新 聞 図 書 費 什 器 備 品 費 配 布 品 仕 入 退職給与引当金預金 積 立 払 金 仮 未 収 入 金 立 替 金 預 収 入 金 立 替 金 雜 支 損 金 失 出 金 | | 30,0 0 0 22,0 0 0 50,0 0 0 3,5 0 0 | 山村氏葬儀 8月分 本部花輪代他 (仮受金分)本部総会弁当代 | |
| | 小 計 | | 105,5 0 0 | | |
| 事 業 費 | 總 財 法 広 指 厚 相 自 調 諸 調 | 務 務 報 導 生 談 主 規 停 研 研 | 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 | 6,7 5 0 65,0 0 0 13,0 0 0 | タイプ代 名簿ちらし、同舟表紙、7月号 商工まつり弁当代 |
| | 小 計 | | 84,7 5 0 | | |
| | 予 備 費 | | | | |
| | 支 出 合 計 | | 375,453 | | |

取 支 報 告 書

自 昭和49年8月23日～至49年9月25日

社団
法人 東京都宅地建物取引業協会
府 中 稲 城 支部

| | | | |
|------|----------|----------------------------|----------|
| 繰越金 | 633,880円 | 現金 普通預金 普通預金 当座預金 | 28,745円 |
| 総収入 | 196,880円 | | 151,572円 |
| 総支出 | 375,453円 | | 258,890円 |
| 繰越残金 | 455,307円 | | 16,100円 |

| 取 入 の 部 | | 今 回 | 摘 要 |
|---------------|-------------|----------------------------|---------------------|
| 科 目 | | | |
| 交 付 金 | 金 金 費 金 | | |
| 会 費 交 付 金 | 金 金 費 金 | 54,000 40,000 54,000 | 54名分 2名分 54名分 |
| 入 会 金 交 付 金 | 金 金 費 金 | | |
| 支 部 交 付 金 | 金 金 費 金 | 6,880 | |
| 諸 事 業 交 収 入 料 | 上 金 金 金 金 | 2,000 40,000 | 田原都市開発さん分 本部花輪代 |
| 受 記 布 品 受 入 | 壳 上 金 金 金 金 | | |
| 配 送 未 立 預 雜 繰 | 收 入 替り 取 越 | 633,880 | |
| 收 入 合 計 | | 830,760 | |

| 支 出 の 部 | | 今 回 | 摘 要 |
|---------|-------------------|-------------------------|--------------------------|
| 科 目 | | | |
| 人 件 費 | 給 諸 賞 法 定 福 利 祉 | 料 当 金 費 | |
| | 手 与 | | 50,000 4,000 |
| | 小 計 | | 8月分 " |
| 事 務 所 費 | 家 電 通 事 交 消 印 水 雜 | 資 料 話 信 用 品 耗 品 道 光 熱 費 | |
| | | | 11,000 2,298 1,005 |
| | 小 計 | | 8月分 " |
| | | | |

「稲城小沢原古戰場」

多摩川南岸の稻城市はナシの名産地である。川崎街道など重要道路沿いにも大きな網を伏せたようなナシだなが広がる。最近では住宅が増え、ナシ園の中に赤い屋根、青い屋根があちこち見えるがまだ果樹園地帯の景色は何とか残っている。

南側には多摩丘陵の先端が迫る。丘陵と川にはさまれた幅二キロ程のこの

一画が北条早雲の孫氏康（一五一五—一五七一）が初陣を勝利で飾つた小沢原だという。

大永四年（一五二四）一月氏康の父氏綱は江戸城を攻め城主の扇谷上杉朝興を川越へ追げ払つた。六年後の享禄三年（一五三〇）に朝興は江戸城を奪い返すため出陣、小沢原の南の丘陵上にあつた小沢城などを攻める。しかし氏綱は本拠地の小田原城を動かない。「大した敵じやない」とばかりにわずか十六才の氏康を大将に据えた一軍を出しただけだった。六月十二日両軍は小沢原で衝突した。

（あし）京王読売ランド駅十分で小沢城跡。

知温新古

現在の小沢原に、四百四十年余り前の戦斗を記録するものはないが戦場の

中心あたりといわれる矢野口川崎

街道わきに樹令五百年近い大きくなり

チヨウが車の排ガスにもめげず生き続

けている。戦死者を慰めるために植えられたものであろうか。この木は一度植え

換え今の場所に移したのであるがその世

話をしたり、移植作業をした四人の家

で相次いで不幸が起きたという。そのた

めか最近多摩ニュータウンへの連絡道に

するため道路拡幅の話が出たとき地元では「イチヨウを動かさないで」という声

が強かつたそうだ。

初陣ではあつたが氏康は人に抜き出た体

格で武術も優れ、戦略にも明るくしかも引きつれる兵も若く意氣盛ん。上杉軍より兵力は少なかつたがことと思えばまた

あちら、氏康の指揮で広い原を従横に暴れ回つて上杉軍を撃破する。これから関東の大部分を制圧する氏康の華々しい門出だつた。

編集後記

◎朝晩急にさむさを感じる今日同舟の十月号をお届けします。

◎遂にやつた百号!!という感じ!!

◎百号を記念して特集を作つてみた。

◎生みの親、名付けの親の高野氏よりも祝原稿を頂きました。

◎守屋商会植崎さんの御好意により明治時代の参考資料として古い契約書も頂きました。

◎特集号なので宅建二月号よりの記事も転載させて頂きました。

◎編集を終り印刷にまわし、ホット一息コーヒーをのみ、ケーキを喰べさせて頂きました。

◎コーヒーをのみながら何んでおれはこんなを儲からん事を一生累命やるのかなあと考えさせて頂きました。

◎コーヒーをのみながら何んでおれはこんなを儲からん事を一生累命やるのかなあと考えさせて頂きました。

◎今月ただ一つ残念なこと、山村氏が逝くなられたことでしう。

◎御冥福を祈つてやみません!!
◎あられからの十年に出発だ（広報部）

★支部会員の皆様に★

お願い 会員つまり免許業者の正しい業務の基本とは業法に基づく業務を行なうことです。

- 一、必ず免許標識（当協会制定のもの）を掲示（公衆の見やすい場所）して下さい。
 - 一、取引に際し必ず宅地建物取引主任者が物件説明書により重要事項を説明・交付（売買・貸借等とも契約締結前・手付授受前）すると共に契約書にも記名捺印して下さい。
 - 一、必ず建設大臣の定めた報酬の額を掲示（公衆の見やすい場所）すると共に間違つて規定額以上の請求をしないで下さい。
 - 一、取引主任者並びに従業者には必ず証明書を携帯させ業務に従事させると共にその証明書の交付台帳を備えて下さい。
 - 一、必ず法定の物件取引台帳（売買・貸借等）を事務所ごとに完備して下さい。
- ◎ 当協会制定の倫理規定・宅地建物斡旋取引規定にも違背・違反なきよう注意して下さい。

支部報は支部と支部会員との間をつなぐ唯一のパイプです

ぜひ活用してください

求ム原稿!!

支部に対するご意見・趣味記事・隨筆文など歓迎します
ご希望 娯楽記事・紀行文など歓迎します

(毎月10日締切)

広 報 部

(支部事務局迄)

発行所 (社) 東京都宅地建物取引業協会
府中稲城支部

発行者 府中稲城支部長 朝倉 静男

編集者 広報部長 染野 忠行

印刷所 富士印刷 (電話 64-1376)